

千葉県教育委員会教育長賞交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公益若しくは公共の福祉の増進又は芸術、学術、スポーツ等各分野の振興等を目的として、各種団体が主催する大会、イベント、コンクールその他の行事（本市教育委員会が主催するもの又は共催するものを除く。以下「行事」という。）において優れた成績を収めたものを賞するため、行事を主催するものに対し教育長賞を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(教育長賞の交付)

第2条 教育長賞の交付は、賞状の交付により行うものとする。ただし、主催者が賞杯等を用意する場合は、その賞杯等に教育長賞の名義を使用することにより行うことができる。

(交付対象)

第3条 教育長賞の交付対象とする行事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国の機関、地方公共団体その他の公共性のある団体又は委員会が特に認めるものが行う行事であって、千葉市の教育施策の推進上有益であると認められるものであること。
- (2) 教育長賞を授与することにより、当該行事への参加者の活動意欲の向上発展に寄与することが期待できること。
- (3) 被表彰者の選考基準及びその審査について公平性が保たれていること。
- (4) 概ね20人以上の参加者が見込まれる行事であること。ただし、当該行事に先立ち選抜等が行われた結果参加者が20人に満たない場合又は行事に多数の来場者が見込まれる場合は、この限りでない。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、教育長賞を交付しないことができる。

- (1) 行事が、著しく公益性を欠くもの又は営利目的、政治的若しくは宗教的な目的その他公共の福祉に反する目的で開催されるものであるとき。
- (2) 行事を主催する団体の設立目的又は活動内容が公共の福祉に反するものであるとき。

(3) その他教育長賞の交付を行うことが不適當であると認めるとき。

(交付申請)

第4条 前条に定める行事を主催する団体で、教育長賞の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、当該行事の開催予定日の1月前までに、教育長賞交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、教育長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請の内容が適正であると認めたときは、教育長賞交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、教育長賞を交付するものとする。

(変更の報告)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、第4条の規定による申請の内容について著しい変更が生じるときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 教育長は、交付決定後であっても、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により第5条の規定による決定を受けた場合

(2) 第3条の規定に違反する事実が判明した場合

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。